組合損益の損益取込時期の例示（年一回以上の損益（決算）をまとめて取り込む場合）




現金分配の有無とは関係なく、損益を取り込む

※ 組合が年1回以上一定の時期に損益を計算し、その損益が発生後1年以内に法人に帰属する場合の例。